

○東御市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

平成29年3月31日

告示第46号

改正 令和4年11月28日告示第75号

改正 令和5年9月25日告示第75号

改正 令和7年3月12日告示第20号

改正 令和8年3月27日告示第33号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 訪問介護相当サービス（第4条—第17条）
- 第3章 訪問型サービスA（第18条—第21条）
- 第4章 訪問型サービスD（第22条—第24条）
- 第5章 通所介護相当サービス（第25条—第30条）
- 第6章 通所型サービスA（第31条—第35条）
- 第7章 通所型サービスB（第36条—第39条）
- 第8章 通所型サービスC（第40条—第44条）
- 第9章 雑則（第45条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イ及びロに規定する事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において使用する用語は、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤換算方法 当該事業所の従事者の勤務時間数を当該事業所において常勤の従事者が勤務すべき時間数で除することにより、該当事業所の従事者の員数を常勤の従事者の員数に換算する方法をいう。
- (2) 指定居宅サービス等基準 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）をいう。

(3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。

(4) 指定夜間対応型訪問介護事業所 指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。

（事業の一般原則）

第3条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、東御市地域包括支援センター、他の指定事業者、その他の保健医療サービス、福祉サービスを提供する者及び住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者との連携に努めなければならない。

第2章 訪問介護相当サービス

（基本方針）

第4条 訪問介護相当サービスは、既に介護予防訪問介護を利用し、その利用の継続が必要な者、認知機能の低下により日常生活に支障がある症状や行動を伴う者、退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスとして介護予防訪問介護が特に必要な者等の場合であって、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができよう、状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進し、訪問介護員等（訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）による身体介護又は生活援助の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（訪問介護員等の員数）

第5条 訪問介護相当サービスを行う事業者が当該サービスを行う事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

2 指定事業者は、事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該事業者が、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定介護予防訪問介護事業者（旧指定介護予防サービス等基準（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令第35号）をいう。）第5条第1項）の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービスと指定訪問介護の事業又は訪問介護相当サービスと指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所におい

て一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における訪問介護相当サービス及び指定訪問介護の利用者又は訪問介護相当サービス及び指定介護予防訪問介護の利用者。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。

5 指定事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護又は訪問介護相当サービスと指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 指定事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備)

第7条 事業所には、事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問介護相当サービスの提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

2 指定事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を受け、かつ、指定訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護事業又は指定介護予防訪問介護事業とが同一事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項又は旧指定介護予防サービス等基準第7条第1項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(個別計画の作成)

第8条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問介護相当サービス個別計画を作成するものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 指定事業者は、訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第10条 指定事業者は、正当な理由なく訪問介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(身分を証する書類の携行)

第11条 指定事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から身分を証する書類の提示を求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第12条 指定事業者は、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する訪問介護相当サービスの提供をさせてはならない。

(緊急時の対応)

第13条 訪問介護員等は、現に訪問介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第14条 指定事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密保持等)

第15条 事業所の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定事業者は、当該事業所の従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合はあらかじめ文書によりその同意得ておかなければならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第16条 指定事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しては

ならない。

(事故発生時の対応)

第17条 指定事業者は利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定事業者は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第3章 訪問型サービスA

(基本方針)

第18条 訪問型サービスAは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護を除く、調理、買い物、掃除等の生活援助を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従事者の員数)

第19条 指定事業者が、当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者（訪問介護員等又は市長が指定する研修受講者をいう。以下この項において同じ。）の員数は当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 指定事業者は、事業所ごとに、従事者のうち必要と認められる数の者を訪問事業責任者としなければならない。

(個別計画の作成)

第20条 訪問型サービスAを行う事業者は、訪問型サービスAを利用するに当たり特別な配慮が必要な場合、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービス個別計画を作成するものとする。

(準用)

第21条 第6条、第7条第1項及び第9条から第17条までの規定は、訪問型サービスAについて準用する。

第4章 訪問型サービスD

(基本方針)

第22条 訪問型サービスDは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、移動支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従事者の員数)

第23条 訪問型サービスDを行う団体は、役員を1人以上置くこととする。

(準用)

第24条 第9条から第17条までの規定は、訪問型サービスDについて準用する。

第5章 通所介護相当サービス

(基本方針)

第25条 通所介護相当サービスは、既に介護予防通所介護を利用し、介護予防通所介護の利用の継続が必要な者、多様なサービスの利用が難しい者、集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善、維持が見込まれる者が、可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができよう、利用者の心身状態を踏まえながら多様なサービスの利用を促進し、介護予防通所介護と同様のサービス、生活機能の向上のための機能訓練を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従事者の員数)

第26条 通所介護相当サービスを行う事業者が当該サービスを行う事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所型サービス従事者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 通所介護相当サービスの提供日ごとに、当該指定通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護相当サービスの提供に当る者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 通所介護相当サービスの単位ごとに専ら当該指定通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が、1人以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定通所介護相当サービスの単位ごとに、当該指定通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護相当サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が、利用者（当該指定通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定介護予防通所介護事業者（旧指定介護予防サービス等基準第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定通所介護相当サービス及び指定通所介護の利用者又は指定通所介護相当サービス及び指定介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1人以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上

確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1人以上

- 2 当該指定通所介護相当サービスの利用定員（当該事業所において同時に通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護相当サービスの単位ごとに、当該指定通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定事業者は、通所介護相当サービスの単位ごとに、第1項第3号に規定する介護職員（第2項の適用を受ける場合にあっては、同項に規定する看護職員又は介護職員をいう。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定通所介護相当サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項に規定する指定通所介護相当サービスの単位は、通所介護相当サービスであってその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号に規定する機能訓練指導員は日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者として、当該指定通所介護相当サービスの他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項に規定する生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を受け、かつ、指定通所介護相当サービスと指定通所介護又は指定介護予防通所介護の事業とが同一事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項まで又は旧指定介護予防サービス基準第97条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備）

第27条 事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他非常災害に際して必要な設備並びに通所介護相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品を設けなければならない。

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、

3 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供に支障がない広さを確保し、かつ、機能訓練の実施に支障がない広さを確保している場合にあっては、同室とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら通所介護相当サービスの用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所介護相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス等基準第59条の5第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(個別計画の作成)

第28条 通所介護相当サービスを行う事業所の管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、当該サービスの目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所介護相当サービス個別計画を作成するものとする。

(衛生管理等)

第29条 指定事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第30条 第6条、第9条、第10条、第13条及び第15条から第17条までの規定は、通所介護相当サービスにおいて準用する。この場合において、「訪問介護相当サービス」とあるのは「通所介護相当サービス」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所型サービス従事者」と読み替えるものとする。

第6章 通所型サービスA

(基本方針)

第31条 通所型サービスAは、その利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身状況を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、運動、レクリエーション等を行うことにより、利用者の生活機

能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従事者の員数)

第32条 通所型サービスAを行う事業者が、当該サービスを行う事業所ごとに置くべき従事者の員数は、次のとおりとする。

- (1) ミニディサービス レクリエーションを中心としたミニディサービスにおいては、利用者の数が15人までの場合にあっては介護職員を専従で1人、利用者の数が15人を超える場合にあっては1人以上を置くこととする。
- (2) 筋力トレーニング 運動を中心とした筋力トレーニングにおいては、運動指導者（リハビリ専門職、健康運動指導士、健康運動実践指導者及び民間資格保有者のうち、3年以上の運動指導の経験のある者）を専従で1人以上かつ運動補助者を利用者の数が15人までの場合であっては専従で1人、利用者の数が15人を超える場合にあっては1人以上置くこととする。

(設備)

第33条 事業所は、通所型サービスAの提供に必要な場所及び事業運営を行うために必要なその他の設備及び備品を設けなければならない。

- 2 指定事業者が通所型サービスAを提供するために必要な場所の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

(個別計画の作成)

第34条 事業所の管理者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービスA個別計画を作成するものとする。

(準用)

第35条 第6条、第9条、第10条、第13条、第15条から第17条まで及び第29条の規定は、通所型サービスAについて準用する。

第7章 通所型サービスB

(基本方針)

第36条 通所型サービスBは、要支援者等に対して住民主体による通いの場を提供し、その利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身状況を踏まえながら、運動、レクリエーション等を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従事者の員数)

第37条 通所型サービスBを行う団体は、当該サービスを行う通いの場ごとに役員を3人以上置くこととし、当該サービスを行う従事者の員数は、利用者の数が10人までの場合にあっては1人以上、利用者の数が10人を超える場合にあっては2人以上を置くこととする。

(設備)

第38条 事業所は、通所型サービスBの提供に必要な場所及び事業運営を行うために必要なその他の設備及び備品を設けなければならない。

(準用)

第39条 第9条、第10条、第13条、第15条から第17条まで及び第29条の規定は、通所型サービスBについて準用する。

第8章 通所型サービスC

(基本方針)

第40条 通所型サービスCは、その利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身状況を踏まえながら、リハビリや運動指導の有資格者が3か月以上6か月以内の期間で運動器の機能向上、栄養改善等のプログラムを行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従事者の員数)

第41条 通所型サービスCを行う事業所が、当該サービスを行う事業所ごとに置くべき従事者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 運動指導者として理学療法士、作業療法士等のリハビリ専門職、又は介護予防の専門性を有する民間資格保有者を専従で1人以上
- (2) 運動補助者として、利用者5人から10人までは専従1人以上、利用者が10人増えるごとに専従で1人の補助者を追加する。(運動補助者について資格要件は求めない)

(設備)

第42条 事業所は、通所型サービスCの提供に必要な場所及び事業運営を行うために必要なその他の設備及び備品を設けなければならない。

(個別計画の作成)

第43条 事業所の管理者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービスCの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービスC個別計画を作成するものとする。

(準用)

第44条 第9条、第10条、第13条、第15条から第17条まで及び第29条の規定は、通所型サービスCについて準用する。

第9章 雑則

(補則)

第45条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和４年11月28日公示第75号）

（施行期日）

この告示は、令和５年10月１日から施行する。

附 則（令和７年３月12日公示第20号）

（施行期日）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

附 則（令和８年３月27日公示第33号）

（施行期日）

この告示は、令和８年４月１日から施行する。